

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 山口県下関市上新地町一丁目2番1号

(3) 設立認可年月日 平成17年 月 日

(4) 設立登記年月日 平成 年 月 日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		
同		
評議員		
同		
同		

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	広崎内科小児科医 院 ✓	山口県下関市上新地町一丁目2番 1号	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月15日 前年度決算の決定

令和 4年 9月15日 決算確定日

様式 2

法人名 医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院 ✓  
 所在地 下関市上新地町一丁目2番1号 ✓

※医療法人整理番号

財 産 目 録 ✓  
 (令和 5年 7月 31日現在) ✓

1. 資 産 額 98,539 千円 ✓  
 2. 負 債 額 47,705 千円 ✓  
 3. 純 資 産 額 50,834 千円 ✓

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,859 ✓
B 固 定 資 産	58,680 ✓
C 資 産 合 計 (A+B)	98,539 ✓
D 負 債 合 計	47,705 ✓
E 純 資 産 (C-D)	50,834 ✓

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院 ✓

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

所在地 下関市上新地町一丁目2番1号

貸借対照表 ✓

(令和 5 年 7 月 31 日現在) ✓

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	✓ 39,859	I 流動負債	✓ 3,041
II 固定資産	✓ 58,680	II 固定負債	✓ 44,664
1 有形固定資産	10,720	負債合計	✓ 47,705
2 無形固定資産	✓ 322	純資産の部	
3 その他の資産	✓ 47,638	科目	金額
		I 資本金	✓ 9,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	✓ 41,834
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	✓ 50,834
資産合計	✓ 98,539	負債・純資産合計	✓ 98,539

法人名 医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院 ✓

※医療法人整理番号

所在地 下関市上新地町一丁目2番1号

損 益 計 算 書 ✓

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月 31日) ✓

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,040 ✓
2 事業費用	67,551 ✓
本来業務事業利益	8,489 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	8,489 ✓
II 事業外収益	2,136 ✓
III 事業外費用	0
経常利益	10,625 ✓
IV 特別利益	0
V 特別損失	385 ✓
税引前当期純利益	10,240 ✓
法人税等	1,990 ✓
当期純利益	8,250 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院 ✓  
理事長 廣崎 彰孝 殿

私は、医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院 の令和 4会計年度(令和 4年 8月 1日か  
ら令和5年7月31日まで)の 業務及び資産の状況等に付いて監査を行いました。  
その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年10月4日

医療法人孝悠会 広崎内科小児科医院  
監事 竹本 拓正